

ホームページメンテナンスサービス契約約款

第 1 条 目的

本契約約款（以下「本約款」とい）は、東京印刷株式会社（以下「当社」とい）が提供するホームページメンテナンスサービスの利用（以下「本サービス」とする）を目的とする契約（以下「利用契約」とい）の内容等について定める。

第 2 条 本サービスの利用

- 利用者とは、本約款を承諾の上、本サービスを申し込み、当社が加入の申し込みを承諾した者のことをいう。
- 以下の場合、当社は利用者となろうとする者による契約の申し込みを承諾しないことがある。
 - 管理先情報・請求先情報が日本国内ではない場合
 - 利用者となろうとする者が第 13 条第 1 項に規定する反社会的勢力であることがあらかじめ判明している場合
 - 利用者となろうとする者が第 14 条第 1 項に規定する利用制限に反することがあらかじめ判明している場合
 - 本サービスと重複するサービスを当社以外に委託している場合
 - その他、承諾することにより当社の業務に支障が生じる、もしくはそのおそれがあると当社が判断した場合
- 利用者は本約款に基づいて本サービスの提供を受ける権利を譲渡することはできない。

第 3 条 本サービスの範囲

当社は、利用者の依頼に基づき、利用者から提供されるテキスト原稿、画像等のデータを組み合わせ、次に定めるメンテナンスの全部または一部を受託する。

- 既にインターネット上に公開しているテキスト・画像の部分的な追加、削除、差換え。ただし、利用者に HTML 等の専門的知識の必要がなくメンテナンスが可能なプログラムを適用している部分及び利用者が作成したデータは除く。
- 本サービスの疑問点に対する電話、メールでの対応。

第 4 条 本サービスの納品

- 当社は、利用者に本サービスの納品を行う前に、利用者のインターネット上に確認をするものとする。確認依頼の案内は、E メール等の手段によって通知する。
- 利用者は、本サービスの確認依頼通知を受領後すみやかに、その内容の確認を行うものとする。確認依頼通知の受領後 7 日以内に当社への連絡が無い場合は、利用者により成果物の内容が承認されたものとする。但し、インターネット上に事前に利用者が確認できない場合、及び利用者の事前確認を必要としない旨の依頼が利用者からある場合は、インターネット公開時に承認されたものとする。

第 5 条 本サービスの開始日

本サービスの開始日は、当社が受理した本サービス申込み書面に記載の開始日付とする。

第 6 条 利用契約の開始日

本サービスの開始日をもって、利用契約開始日とする。

第 7 条 利用契約の有効期間

- 利用契約の有効期間は、利用契約成立日から起算して当社と利用者との間で決定した利用契約満了日までとする。
- 利用契約期間は 6 ヶ月を単位とする。
- 利用契約は以下の場合を除き、満了日に自動的に更新される。
 - 第 8 条の規定に基づき解約の申し入れを行った場合
 - 第 9 条第 2 項で定めた更新費用未払いによるサービス停止の場合

第 8 条 解約

- 利用者は、解除しようとする日の 1 か月前までに、書面により弊社宛に通知することにより、本契約を解除することができます。
- 本条項における解約通知日は、解約申請書を利用者または当社が受け取った日とする。
- 利用者が利用契約の有効期間満了日前に解約を希望した場合、当社は原則、有料オプションを含めた本サービスの対価として受け取る利用料およびこれらにかかる消費税（地方消費税を含む。以下これらを総称して「サービス利用費用」とい）を、支払方法の如何にかかわらず返金しない。また、利用者は当該解約が成立した場合においても、利用費用の残額の支払いを免れない。なお、有料オプションのみを有効期間満了日前に解約する場合も同様とする。ただし、第 7 条第 2 項の利用契約期間の単位を超え本サービスの対価が支払われている場合は、当社は有効期間満了日までの残存期間分のサービス利用費用を月額換算して返金する。
- 利用者が解約を希望し、当該解約が成立した場合、利用者は当社に対し、契約解除日までに発生した費用及び当社が別途定めた解約手続き費用を当社が別途定めた方法に従い支払う。
- 当社が契約の有効期間満了日前に利用者に対して解約を申し出た場合には、当社は有効期間満了日までの残存期間分のサービス利用費用を月額換算して返金する。ただし、第 16 条に該当する場合を除く。
- 利用者は以下の場合に契約を解除することができる。この場合、当社が利用者に損害を与えたときは、利用者は、サービス利用費用の月額に相当する金額を上限とし、損害金を当社から徴収することができる。
 - 特別の理由なくして、当社が期限内に本サービスの納品を完了しないとき
 - 当社に不正な行為があると認めるとき

第 9 条 費用

- 本サービスを新規に申し込んだ場合、利用者は当社に対し、当社が別途定めたサービス利用費用を当社が別途定めた方法に従い支払う。
- 利用契約を更新する場合、利用者は当社が別途定めた次期更新期間に相当するサービス利用費用を当社が別途定めた期日までに支払う。また、利用者が指定期日までに更新費用を支払わなかった場合には、当社は本サービスの提供を停止することができる。
- 利用者から支払がないため本サービスを一旦停止した後に、再度本サービスを開始する場合、利用者は前項の更新費用を支払わなければならない。
- 第 2 項において、利用者が更新費用を支払わないため本サービスが停止した場合、停止後相当期間が経過しても利用者が更新費用を支払わないときには、当社は利用契約を解約することができる。
- 本条における支払いに付随する費用は利用者負担する。

第 10 条 遅延損害金

利用者が第 9 条の費用の支払いを遅延した場合は、当社は利用者に対して、支払期日の翌日より完済の日まで年利 14.6%の遅延損害金を請求できる。

第 11 条 費用の改定

本サービスが提供された後にサービス利用費用の改定がなされても、利用契約の有効期間内はサービス利用費用につき変更はなされない。ただし、以下の場合、サービス利用費用を改定することができる。

- 利用契約更新時において、当社がサービス利用費用の見直しを行い、変更の必要があると認めた場合
- 本サービスの対象となるホームページのページ数が、本サービスのお申込み日より著しく増加した場合

第 12 条 費用の支払日

利用者はサービス利用費用を当社が発行する請求を受理した日から 30 日以内に当該請求にかかる料金を支払わなければならない。

第 13 条 反社会的勢力の排除

- 反社会的勢力とは、犯罪対策関係会議平成 19 年 6 月 19 日公表「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を参照のこと)に該当する者および団体とする。

- 当社は、利用者が次の各号に該当すると当社が判断した場合、何らの催告なしに利用契約を解約することができる。
 - 反社会的勢力である場合、または反社会的勢力であった場合
- 当社は、前項により利用契約を解約したことにより、利用者に損害が生じたとしても、一切の損害賠償を負担しない。

第 14 条 本サービスの利用制限

- 利用者は本サービスの利用に際し、以下の各内容・行為に対する制限に従う。
 - 当社もしくは第三者の著作権、その他の権利を害する行為
 - 法令に違反し、又は公序良俗を害する行為
 - 日本国政府または地方自治体が定めた法律、条例、その他の諸法令、諸規則に違反すること
 - 技術的制限
 - 当社のネットワークおよび本サービスを提供するにあたり使用しているインターネットサーバー（以下「対象設備」とい）に悪影響を与えるおそれがあること
 - 本サービスと重複するサービスを当社以外に委託すること
 - 本条の各号に該当しないが、本サービスを妨げると当社が判断する行為をすること
- 利用者が前項に掲げる制限に違反する等、本約款に違反することにより、第三者から当社に対して何らかのクレーム・請求・抗議などがなされ、当社に損害が発生した場合には、利用者は、当社に対してその損害を賠償しなければならない。

第 15 条 本サービスの一時停止

- 障害時の停止：当社は、以下の場合に利用者に予告なく本サービスを一時停止させることができる。
 - 天災事変その他の非常事態が発生したとき
 - 関連組織などが保有する当社のネットワーク運営に影響を与える施設の電気通信設備の障害等が生じたとき
 - 当社が設置する電気通信設備の障害等が生じたとき
- メンテナンスに伴う停止：関連組織などが保有する当社のネットワーク運営に影響を与える施設の電気通信設備の保守または工事のとき、当社は事前に利用者へ通知することにより、本サービスを停止させることができる。ただし、関連組織から当社に対して事前に通知がない場合には、当社は利用者への事前通知を行わずに本サービスを停止させることができる。
- その他の停止：第 14 条第 1 項に該当する場合、当社は利用者事前に通知することなく、本サービスを一時停止できる。

第 16 条 利用者の資格喪失

以下の場合、当社は、利用者が支払ったサービス利用費用を返金せず直ちに本サービスの利用を停止し、利用契約を解約することができる。

- 利用者が料金の支払を怠り、または怠るおそれがあると当社が判断した場合
- 利用者が第 14 条の規定に従わず本サービスを正しく利用しなかった場合
- 利用者が故意もしくは重大な過失により本約款に違反した場合

第 17 条 著作権等に関する責務

- 本サービスに必要な HTML データ、および画像データ、スクリプト等の一切の制作物（以下「制作物」とい）に関する所有権は当社に帰属する。ただし、利用者が提出した仕様書、テキスト原稿、画像等に関する所有権は利用者帰属する。
- 当社は、利用者が当社の制作物をインターネット上に公開する目的で使用することを許諾する。
- 利用者が制作物を前項の目的以外で使用するには当社の許可を得なければならない。
- 当社は、制作物を自らが制作したものであると公開することができる。
- 利用者は、当社の文書による同意なしに制作物の使用权、改変権を第三者に譲渡、移転、またはその他の処分を行うことはできない。
- 制作物の内容について、公的機関を含めた第三者との間で紛争が生じた場合には、原則として利用者が責任を負うものとする。

第 18 条 本サービスの廃止

当社は 1 ヶ月前までに当社の定める方法でその旨を利用者に知らせることにより、本サービスの全部または一部を廃止することができる。なお、サービスの廃止により利用者に生じた損害については一切の責任は負わない。

第 19 条 免責

- 当社の意図的な怠慢及び責務不履行等によるものを除き、当社は利用者に対して次の各号に掲げる事実につき責任を負わない。
 - 利用者と第三者との間の金銭上の争いをはじめとする、一切の争い。
 - 第 15 条、第 16 条による本サービスの停止によって生じた損失、損害。
 - 利用者が当社からの電子メールおよび郵便物等を確認しないことにより、引き起こされる損失、損害。
 - 当社以外の第三者による不正な行為により生じる損失、損害。
 - CGI プログラムなどの利用によって生じる損失、損害。
 - 他の利用者の行為によって生じる損失、損害。
 - 本サービスに付属するソフトウェアの使用による損失、損害。
 - ウェブサーバーに保管の情報の紛失、破壊、改ざんもしくは漏洩等による損失、損害。
 - その他当社が提供した本サービスの利用によって生じる損失、損害。
- 利用者が本サービスの利用にあたって使用したドメイン名により商標権侵害その他の権利侵害が発生し、利用者と第三者との間で紛争が生じた場合には、利用者が自己の責任と負担において解決する。当社は一切責任を負わない。
- 当社は、本サービスを利用者提供するために当社が利用する電気通信事業者またはその他の事業者の設備の不具合等により、利用者が本サービスを適切に利用することができなくなった場合であっても、これにより利用者が生じた損害について、一切の責任を負わない。

第 20 条 損害賠償責任等

- 当社は、当社の意図的な怠慢及び責務不履行等により、利用者が損害を被った場合、サービス利用費用の月額に相当する金額を上限とし、当該損害を賠償するものとします。

第 21 条 本約款の変更

- 当社は本約款の内容を利用者に対して予告なく変更することができる。利用者は本サービスの内容および条件について変更後の約款に従うことに同意するものとする。
- 当社は変更された約款を当社のホームページ上に掲載して告知を行う。また、変更内容および条件が本サービスの基本的な事項に関わる場合、当社の定める方法で利用者へ通知する。

第 22 条 取引情報の使用

- 本約款において、取引情報を以下のように定義する。
 - 利用者と当社との取引に関して利用者より当社が受領する情報。この情報には、利用者の当社との取引における担当者の個人情報も含む。
- 当社は取引情報を以下の用途で使用することができる。
 - ドメイン登録および SSL 証明書発行等、発行団体への申請
 - 利用者が当社に委託した作業についての連絡
 - 必要書類の送付
 - 当社からのお知らせメール(障害時含む)、アンケート・メールマガジンの配信
 - 利用者への請求書作成、発送委託および費用回収のための代行業者への情報提供
 - 当社および関連会社が提供する製品・サービスについての通知
- 当社は、サポートの一環として、新サービスの紹介、手続方法の変更その他利用者にとって有益と判断した情報を記載した電子メールおよび郵便物等を利用者に送付することができる。ただし、利用者は当社が定める手続に従って申し出ることにより、電子メールおよび郵便物等の送付を停止することができる。

第 23 条 利用者の連絡先の変更

1. 利用者はその商号、担当者名、住所、電話番号または電子メールアドレスなどに変更があったときは、当社に対し速やかにその旨を当社所定の方法で届け出なければならない。
2. 前項の届出がなく、申込時に通知された連絡先に連絡が取れないことによって引き起こされる損害に対して、当社は一切の責任を負わない。

第 24 条 本約款の変更

1. 当社は本約款の内容を利用者に対して予告なく変更することができる。利用者は本サービスの内容および条件について変更後の約款に従うことに同意するものとする。
2. 当社は変更された約款を当社のホームページ上に掲載して告知を行う。また、変更内容および条件が本サービスの基本的な事項に関わる場合、当社の定める方法で利用者に通知する。

第 25 条 準拠法

本約款は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

第 26 条 裁判管轄

本約款につき紛争が生じた場合には当社所在地の管轄裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第 27 条 協議事項

本約款に定めのない事項または本約款の各条項につき疑義が生じた場合には、当社と利用者は誠意をもって協議の上解決しなければならない。

付則

本約款は平成 22 年 1 月 5 日から施行される。

平成 22 年 1 月 5 日 制定

東京印刷株式会社

〒683-0853 鳥取県米子市両三柳 929

TEL 0859-29-2311 FAX 0859-48-0003

代表取締役社長 杉原 秀一郎